

学術研究や環境影響調査を目的とする捕獲許可申請に必要な書類

1 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等許可申請書

※共同で捕獲を行う場合は、申請書の氏名欄に代表者名と申請者の人数を記載し、別紙で申請者名簿を提出すること。

2 区域図

捕獲等又は採取等をしようとする区域を明らかにした地図。

ただし、区域が明らかな場合は省略できるものとする。

※区域が明らかな場合 例) ○○市一円

3 計画書

捕獲等又は採取等の目的、方法、野生鳥獣を用いる必要性、捕獲等又は採取等した後の処置（致死させる方法及び致死後の処理方法）等を具体的に記述した文章。

なお、銃器や手捕り以外の方法で捕獲等する場合は、猟具の構造と設置方法を示す図面等を、発信器や足環を使用する場合はその図面を記載すること。

4 捕獲等又は採取等をする事由を証明する書面

- (1) 捕獲依頼書又は委託契約書等の写し（依頼・委託契約に基づき捕獲等を行う場合）
- (2) 会社の事業活動の一環として捕獲等を実施する事を証明する文書（民間の事業所が主体となって捕獲等を行う場合）
- (3) 学識経験者の推薦書又は過去に調査研究の実績がある場合はその報告書等（学術研究の場合）

5 その他許可の判断に必要な書類

例) 狩猟免状の写し（千葉県で狩猟免許を受けている場合は不要）

例) 劇薬を使用して捕獲（麻酔銃等）を行う場合は、麻薬施用者免許又は麻薬研究者免許の写し。